



## 福島県県立特別支援学校全体整備計画

平成 2 5 年 3 月 1 日

福島県教育委員会

## 目 次

I	策定の意義と目的	・・・	1
1	学校教育審議会答申「今後の特別支援教育の在り方について」	・・・	1
2	第6次福島県総合教育計画の取り組み状況	・・・	1
3	策定の目的	・・・	3
II	本県の特別支援学校の現状	・・・	4
1	県立特別支援学校等に在籍する児童生徒数の推移状況	・・・	5
2	県立特別支援学校の施設・設備の状況	・・・	9
3	児童生徒等の通学の状況	・・・	12
4	児童生徒等の障がいの状況	・・・	17
III	今後の県立特別支援学校の在り方	・・・	19
1	障がいのある児童生徒等の学習活動が 適切に行える教育環境作り	・・・	19
2	複数の障がい種に対応した専門的な学習が行われる学校作り	・・・	21
IV	おわりに	・・・	22

## I 策定の意義と目的

### 1 学校教育審議会答申「今後の特別支援教育の在り方について」

平成19年4月、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別の場で指導を行う『特殊教育』から、全ての学校において児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じる『特別支援教育』への転換がなされ、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍するすべての学校において、この『特別支援教育』が実施されることとなった。

このことを受け本県では、平成20年1月福島県学校教育審議会に「今後の特別支援教育の在り方について」を諮問し、平成21年9月その答申を受けた。この答申は、「障がいのある児童生徒等は、就学前から卒業後まで地域の人々との交流や相互理解の成果を生かし、地域に支えられるとともに、地域を支える一員として生きていくことが期待されている。このことを踏まえ、今後は、就学前の早期から就労に至るまでのそれぞれのライフステージにおける継続した支援、更に地域における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携した支援が求められていることから、本県では、『共に学び、共に育つ教育』から、『地域で共に学び、共に生きる教育』へと基本理念を発展」させるという内容である。

ここでいう「地域で共に学び、共に生きる教育」が目指す特別支援教育の姿とは、「障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育を、地域の幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校で行う」というものであり、「子どもたちの教育を担っていく学校と保護者が、子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うという共通の認識を醸成し、すべての学校等において関係機関とのより一層の連携を図りながら、特別支援教育を推進、充実させていくことを目指す」という理念である。

この理念に基づき県教育委員会では、平成22年度に策定した第6次福島県総合教育計画において、今後の特別支援教育の方向性を以下のとおり示し、それぞれの施策に取り組んでいるところである。

- (1) 地域における支援体制の整備・充実と理解啓発の促進
- (2) 小・中学校における特別支援教育の充実
- (3) 高等学校における特別支援教育の充実
- (4) 特別支援学校における特別支援教育とセンター的機能の充実
- (5) 教員の特別支援教育に関する指導力の向上
- (6) 特別支援学校の在り方の検討

### 2 第6次福島県総合教育計画の取り組み状況

#### (1) 地域における支援体制の整備・充実と理解啓発の促進

現在各市町村では、教育委員会と保健福祉部局が連携しながら、「地域自立支援協議会子ども部会」等において特別支援学校等の担当者の参加を得て、「個別の教

育支援計画」作成するなど、地域における支援体制の整備・充実に向け、関係機関との連携に取り組んでいる。

(2) 小・中学校における特別支援教育の充実

各校において特別支援教育コーディネーターを指名し、支援を必要としている児童生徒等に対する「個別の教育支援計画」等の作成を促すとともに、校内委員会を機能させるなど校内支援体制の充実に努めている。

また、市町村においては、多様な学びに対応できるよう特別支援学級や通級指導教室の新設、増設を図るなどして、「共に学ぶ」環境の整備に努めている。

(3) 高等学校における特別支援教育の充実

各校において特別支援教育コーディネーターを指名し、校内支援体制の充実に支援するとともに、必要としている学校には学習支援員を配置し教科学習の支援を行っている。

また、支援を必要としている生徒のために「個別の教育支援計画」等の作成を促し、生徒の能力・特性等に合った進路選択を支援するとともに、必要に応じて「個別の教育支援計画」を引継ぎ、一貫した支援を行えるよう働きかけている。

(4) 特別支援学校における特別支援教育とセンター的機能の充実

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズを明確にして一貫した指導・支援を行っている。また、障がい重複している児童生徒等には、必要に応じて専門家の指導・助言が得られるよう支援している。さらに、地域のセンター的機能の充実に向け、特別支援学校は教育事務所と連携し、地域の学校からの教育相談を受け付け、対応している。

(5) 教員の特別支援教育に関する指導力の向上

特別支援教育を充実させるには、すべての学校のすべての教員に対して特別支援教育に関する基礎・基本を研修できるように支援する必要がある。また、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の教員や、特別支援教育コーディネーター等の教員には、より専門性の高い研修を行い、指導力の向上を図ることが求められる。

このため、養護教育センターでは、各種専門研修講座や職能研修、公開講座等を開講するとともに、各種研修会等では「個別の教育支援計画」の作成を支援するリーフレットを用いて計画の作成を促している。

(6) 特別支援学校の在り方の検討

特別支援学校の在り方については、平成23年度に「県立特別支援学校全体整備計画策定事業」として、「児童生徒数の急増等の特別支援学校が抱える今日的な諸課題の解決を図るため、県立特別支援学校の全体整備計画を全県的な視野で策定する」ことになっていた。しかし、東日本大震災により被災した特別支援学校の対応を最優先の課題としたことから、平成23年度においては県内における児童生徒数の推移や通学状況等についてその実態の把握に努めたところであり、それらの結果を基に、平成24年度に策定することとした。

### 3 策定の目的

本県においては、近年少子高齢化が進む中、小・中学校等の在籍児童生徒等数は減少傾向にある。また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の影響により、本県の小・中学校等の児童生徒等が県外に多数避難したことにより、この減少に拍車がかかっている。

一方、特別支援学校や特別支援学級等に在籍している児童生徒等は、依然増加傾向にある。

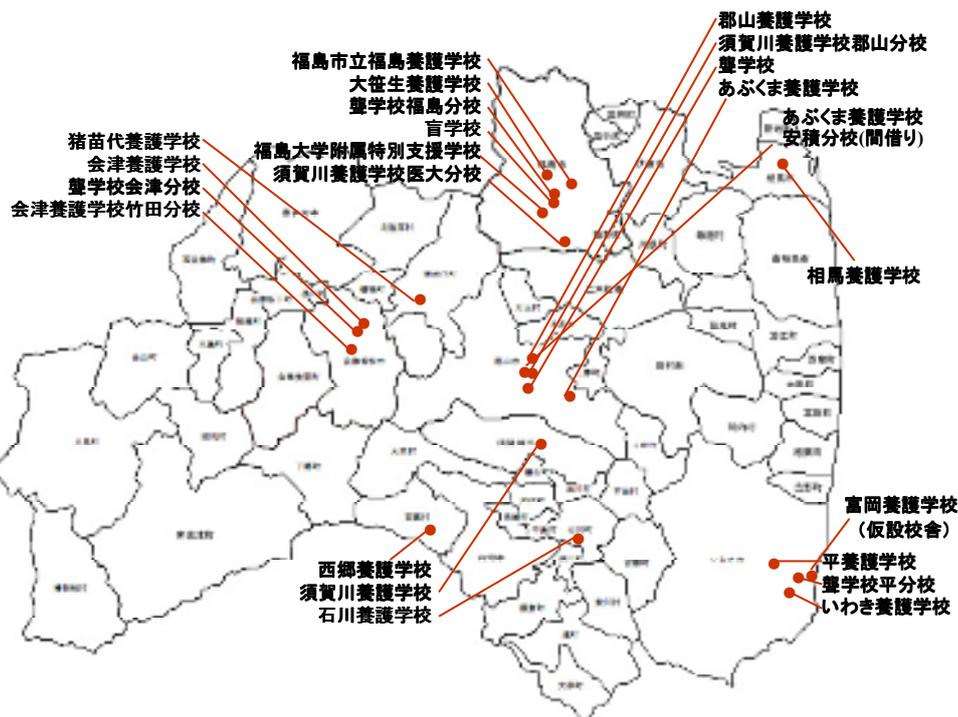
このような中、平成24年7月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）がまとめられた。

この報告では、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるようにするために、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等、多様な学びの場の充実を図るとともに、地域の学校を支援する役割を有する特別支援学校の機能をさらに拡充させることにより、特別支援学校が重要な役割を果たしていくことが求められていること等が述べられている。これらは、本県が目指している特別支援教育の基本理念と方向が同じであることを示している。

以上のような状況を踏まえ、本県が目指している「地域で共に学び、共に生きる教育」を実現していくためには、本県の現状を適切に把握し、基盤となる教育環境等についての課題を整理した上で、県立特別支援学校の今後の在り方についての「方向性」を示すため、本計画を策定することとした。

## Ⅱ 本県の特別支援学校の現状

県内の特別支援学校は、県立特別支援学校本校14校（視覚障がい1、聴覚障がい1、知的障がい9、肢体不自由2、病弱1）、分校7校（聴覚障がい3、知的障がい1、病弱3）、知的障がいの市立特別支援学校1校と国立大学法人附属特別支援学校1校の計23校である（【図-1】）。



【図-1 県内の特別支援学校(国立、市立を含む)】

(富岡養護学校は、富岡町が居住制限区域にあたるため、現在、いわき市にある聾学校平分校敷地内に仮設校舎を設置し、児童生徒等が学んでいる。また、あぶくま養護学校安積分校は校舎が被災して使用できないため、郡山市大槻町の聾学校の校舎の一部を借用して授業を行っている。)

今回、本県の特別支援学校について、次の1～4の観点をもとに、それぞれの現状を把握することとする。

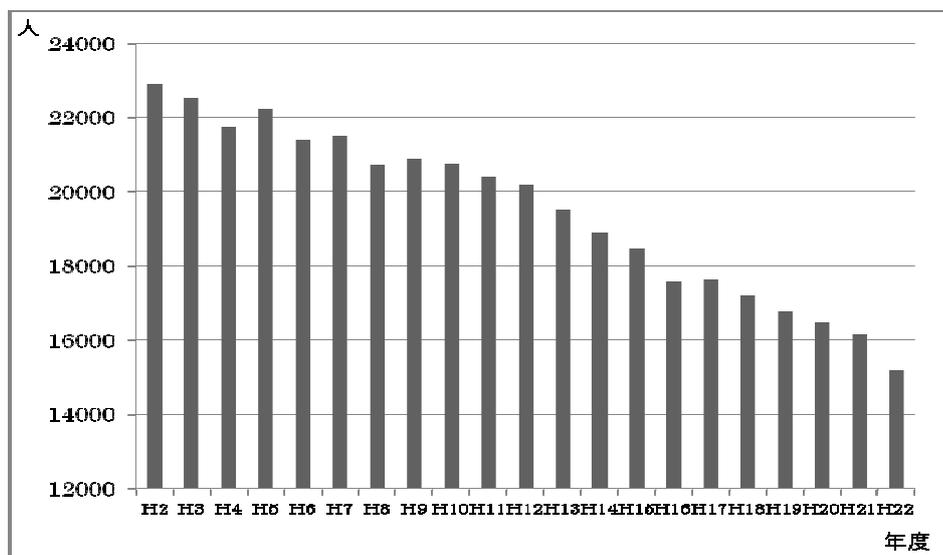
- 1 県立特別支援学校等に在籍する児童生徒数の推移状況
- 2 県立特別支援学校の施設・設備の状況
- 3 児童生徒等の通学の状況
- 4 児童生徒等の障がいの状況

## 1 県立特別支援学校等に在籍する児童生徒等数の推移状況

### (1) 県立特別支援学校に在籍する児童生徒等数の推移状況

児童生徒数の全国的な動向としては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の調査\*1（以下、「特総研調査」と記す）によると、小・中学校、高等学校の在籍者数は減少傾向にあるものの、特別支援学校においては増加傾向が続いている。知的障がい特別支援学校以外の特別支援学校在籍児童生徒数が横ばい又は斬減している中で、知的障がい特別支援学校の児童生徒等が平均すると毎年2,000人超で増加している。

本県の出生数は、少子高齢化が進む中、年々減少している（【図-2】）。



【図-2 平成2年度から22年度までの福島県内の出生数\*2】

一方、本県の特別支援学校の児童生徒等数の推移をみると、昭和50年と平成24年を比べると約2倍になっている（【図-3】）。

特に、知的障がい特別支援学校では、平成14年から現在までの10年間を比較すると小学部55名、中学部46名の増加で留まっているが、高等部は347名の増加と知的障がいの増加の77.5%を高等部が占め、高等部の増加率が高くなっている。

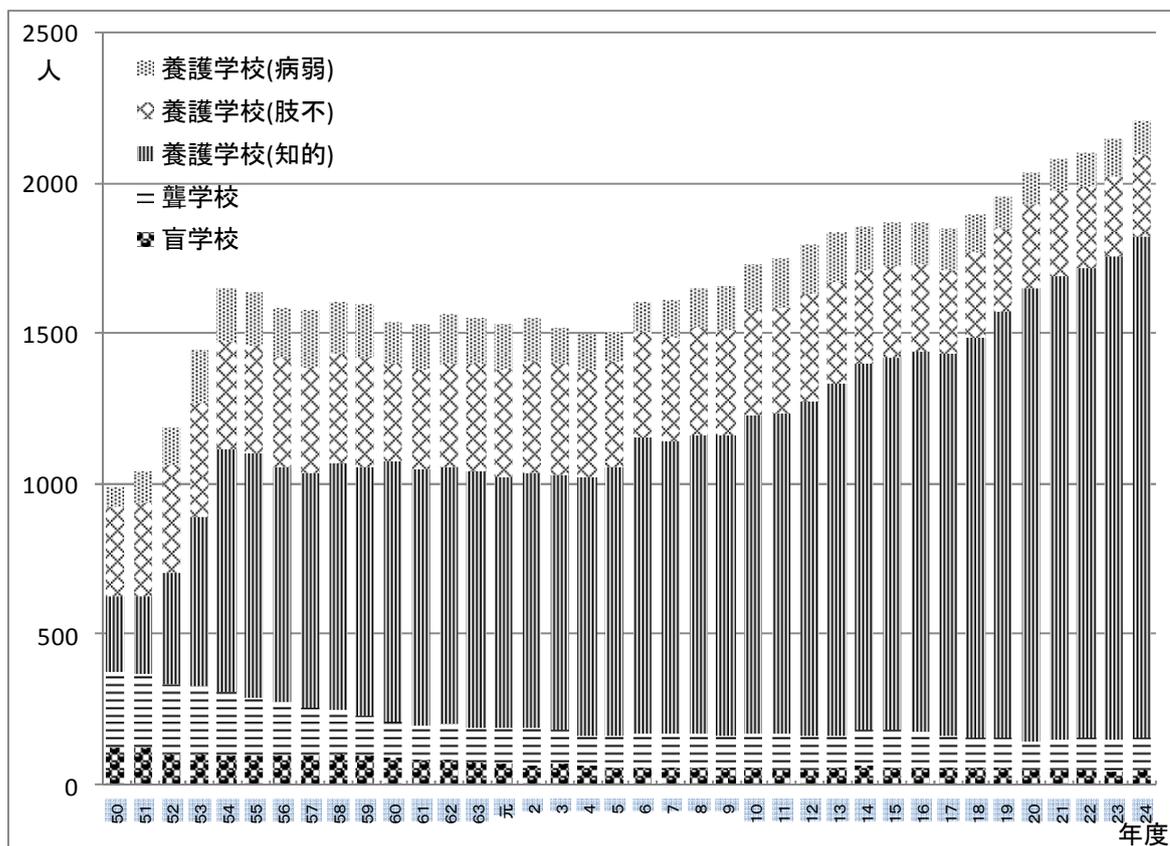
直近の5年間で地区・学校別でみると、県北地区の大笹生養護学校は平成20年度比+38名、県中地区のあぶくま養護学校は+56名、石川養護学校+34名、いわき地区のいわき養護学校+26名である。

\*1…平成22年3月国立特別支援教育総合研究所専門研究B「知的障害者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校に在籍する児童生徒等の増加の実態と教育的対応に関する研究」のアンケート調査による。

\*2…福島県の出生数調査より。

特総研調査\*1によると、全国的な知的障がい特別支援学校在籍児童生徒数は、今後も増加すると予想しており、その要因として、以下の4点をあげている。

- 特別支援教育に関する理解の浸透
- 特別支援学校への評価・期待
- 特別支援学級の増加
- 医療の進歩



【図-3 昭和50年度から平成24年度までの障がい種別児童生徒等数\*3】

\*3…平成24年度特別支援教育課まとめ。

\*4…3歳児健康診査で障がい疑われ、その後特別支援学校に入学する可能性の高い児童のみを計上している。軽度の知的障がいがあり、特別支援学級や通常学級に在籍し、途中から特別支援学校に入学してくる生徒に関しては予測が極めて難しい。高等部の知的障がい生徒数の増加は、これまでも事前の予想を遙かに超える状況が続いている。

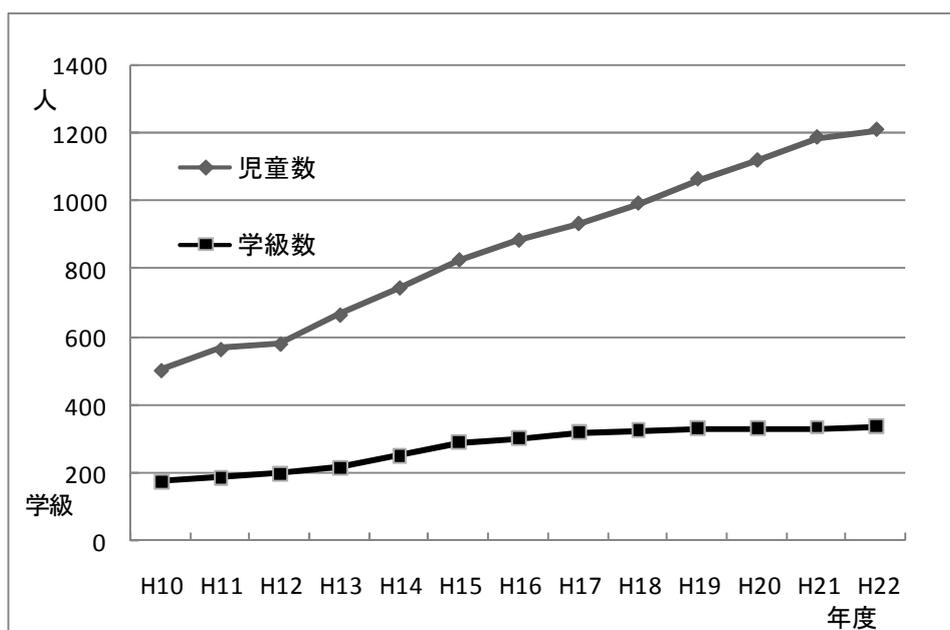
本県の今後の知的障がい特別支援学校の10年後までの児童生徒等数の予測は、【図-4】のとおりである。



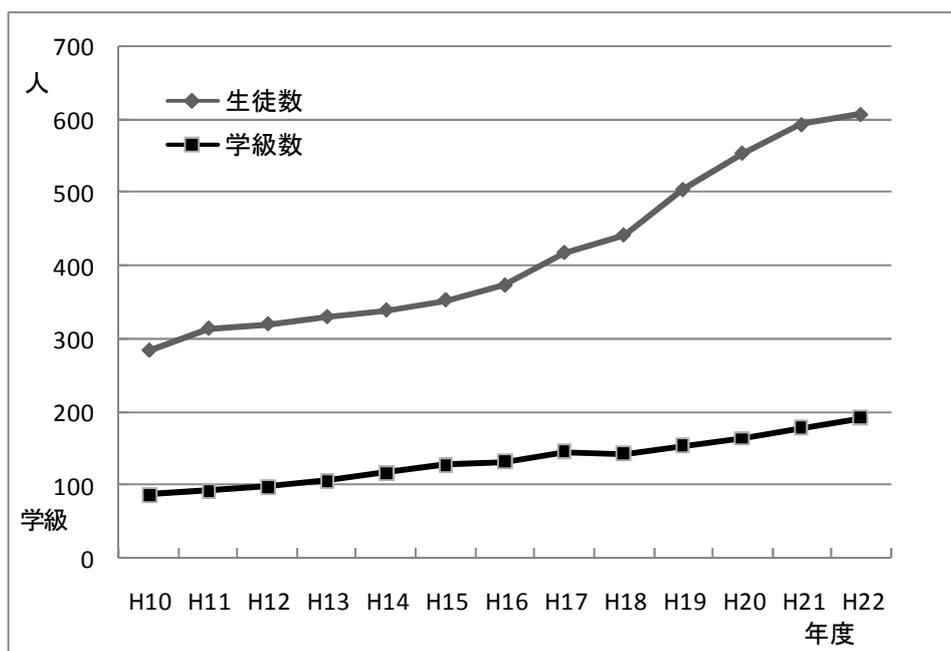
【図-4 平成33年度までの知的障がい特別支援学校の児童生徒数予測数\*4】

(2) 小・中学校の特別支援学級や通級指導教室の状況

小・中学校の通常学級の児童生徒数が減少する中、特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数や学級数は、特別支援学校児童生徒数と同様に、増加傾向を示している（【図-5～8】）。

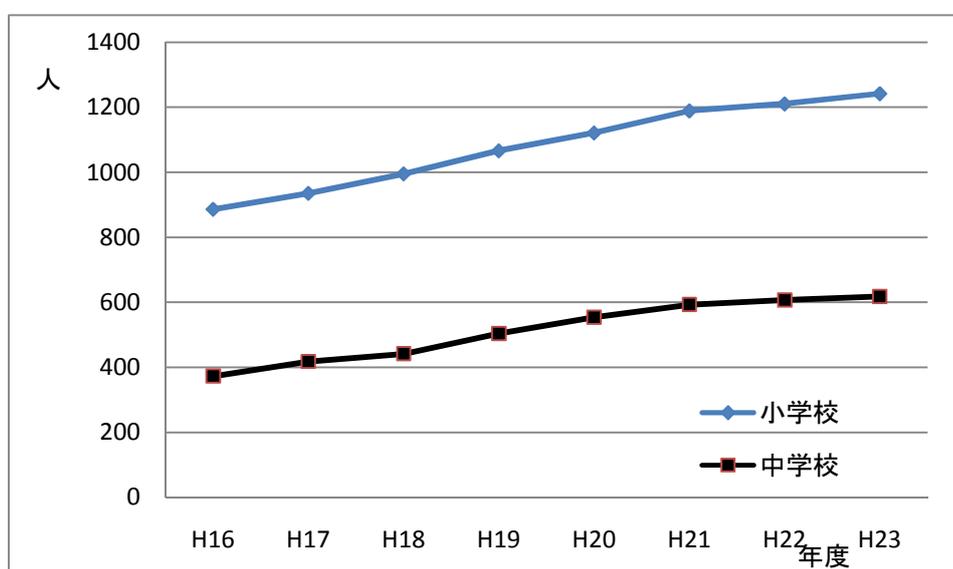


【図-5 小学校特別支援学級 児童数・学級数\*5】



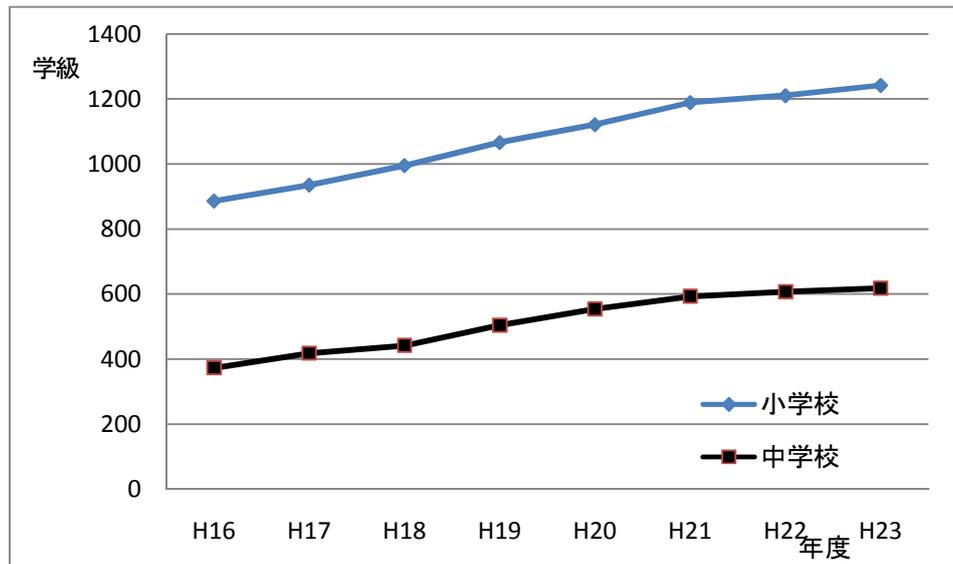
【図－6 中学校特別支援学級 生徒数・学級数\*5】

特別支援学級の児童生徒数は平成10年度と平成22年度とを比較すると約2倍の増加、学級数で同様の比較をすると小学校で1.7倍、中学校で約2倍の増加である。



【図－7 小・中学校の通級による指導対象児童生徒数\*5】

\*5 …平成24年度特別支援教育課まとめ。



【図－8 小・中学校の通級指導教室数\*5】

通級指導教室においても、特別支援学級と同様の傾向が見られる。

特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒は、中学校卒業後、60～70%が特別支援学校高等部に進学している。特別支援学校高等部生の増加は、特総研調査\*1でも報告されているように、特別支援学級等の児童生徒の増加も一因となっている（P6参照）。

## 2 県立特別支援学校の施設・設備の状況

### (1) 教室の充足の状況について

特総研調査\*1によると、全国の知的障がい特別支援学校の66%にあたる学校で普通教室が不足しており、1校当たりの教室の不足数は平均13.5教室である。

本県においては、充足率の低い学校において、増築や特別教室の転用、間仕切り等様々な工夫をしながら対応している（【表－1】）。

【表－1 平成24年度県立特別支援学校の教室充足率\*5】

学 校 名	小・中学部			高等部			合 計			充足率
	教室数	学級数	充足数	教室数	学級数	充足数	教室数	学級数	充足数	
盲学校	5	5	0	11	11	0	16	16	0	100.0%
聾学校	12	12	0	7	7	0	19	19	0	100.0%
福島分校	5	5	0			0	5	5	0	100.0%
会津分校	1	1	0			0	1	1	0	100.0%
平分校	3	3	0			0	3	3	0	100.0%
大笹生養護学校	29	29	0	21	21	0	50	50	0	100.0%
郡山養護学校	44	44	0	14	14	0	58	58	0	100.0%
あぶくま養護学校	31	50	-19	31	39	-8	62	89	-27	<b>69.7%</b>
安積分校 #	6	11	-5			0	6	11	-5	<b>54.5%</b>
須賀川養護学校	11	11	0	14	14	0	25	25	0	100.0%
医大分校	5	6	-1			0	5	6	-1	83.3%
郡山分校	4	4	0			0	4	4	0	100.0%
西郷養護学校	13	19	-6	6	15	-9	19	34	-15	<b>55.9%</b>
石川養護学校	12	24	-12	7	15	-8	19	39	-20	<b>48.7%</b>
会津養護学校	21	33	-12	11	17	-6	32	50	-18	<b>64.0%</b>
竹田分校	6	6	0			0	6	6	0	100.0%
猪苗代養護学校	8	11	-3	4	4	0	12	15	-3	<b>80.0%</b>
平養護学校	23	23	0	11	11	0	34	34	0	100.0%
いわき養護学校	21	41	-20	14	22	-8	35	63	-28	<b>55.6%</b>
富岡養護学校 #	7	7	0	5	5	0	12	12	0	100.0%
相馬養護学校 #	8	13	-5	5	7	-2	13	20	-7	<b>65.0%</b>
合 計	<b>275</b>	<b>358</b>	<b>-83</b>	<b>161</b>	<b>202</b>	<b>-41</b>	<b>436</b>	<b>560</b>	<b>-124</b>	<b>77.9%</b>

#…あぶくま養護学校安積分校、富岡養護学校、相馬養護学校は借用・仮設校舎等を含めたデータ

学級数と教室数の状況を見ると、特に知的障がい特別支援学校であるいわき地区（いわき養護学校）、県中・県南地区（あぶくま・石川・西郷の各養護学校）は、高等部生徒の増加による教室不足の状況が大きく、今後の在り方を検討する必要がある。

(2) 施設・設備の状況

県立特別支援学校は、年次計画により耐震化工事を実施し、必要に応じて大規模改修工事も併せて行っている。また同様に、寄宿舎においても、耐震化や大規模改修工事を行っている。

さらに、自立活動の場として天候に左右されない水治訓練室の設置も進めている。相馬養護学校は、隣接している市立中学校と校庭、体育館等を共有している。

【表－２ 県立特別支援学校の施設・設備の状況等\*5】

障がい	学 校 名	校 庭	体育館	水治訓練室等	耐震化工事等の状況 (予定も含む)
視覚障がい	盲学校	○	○	×	H9 寄宿舎改修 H24 校舎・寄宿舎耐震改修 H26～27 校舎耐震改修
聴覚障がい	聾学校	○	○	○	本校:H24～25 校舎耐震工事 H10 寄宿舎室改修、 H22 寄宿舎耐震化改修 会津:H27 会津養護と一緒に改修 平:H23～25 耐震工事
	福島分校	盲学校と共用		×	
	会津分校	会津養護学校と共用		×	
	平分校	○	○	×	
知的障がい	大笹生養護学校	×	○	○	
	あぶくま養護学校	○	○	○	
	安積分校 #1	○	○	×	H24 校舎大規模補修(H24 災害復旧工事)
	西郷養護学校	○	○	○	H24 プレイルーム大規模改造工事
	石川養護学校	○	○	○	H27 体育館大規模改造工事
	会津養護学校	○	○	○	H27 校舎大規模改造工事
	猪苗代養護学校	○	○	×	H27 体育館大規模改造工事
	いわき養護学校	○	○	○	
	富岡養護学校 #1	○	○	×	
相馬養護学校	×	×	×		
肢体不自由	郡山養護学校	○	○	○	
	平養護学校	○	○	○	
病弱	須賀川養護学校	○	○	○	H23～24 わかくさ学習棟改築 H24～25 校舎・体育館災害復旧
	医大分校#3	/	/	/	
	郡山分校	×	×	×	
	会養竹田分校#3	/	/	/	H24 竹田総合病院新築のため別棟に移転
		14 #2	14 #2	10 #2	H24.05.01 現在

#1…安積分校と富岡養護学校は震災以前の校舎のデータ

#2…体育館やプール、水治訓練室は設置校数

#3…須養医大分校と会養竹田分校は、病棟内の学校のため対象外

(3) 震災による被害と震災後の対応

平成23年3月の震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、学校施設設備などが被災した学校がある。【表-3】の①の富岡養護学校は、原子力発電所の事故に起因するもの、②～④は、地震による被害である。震災発生からおよそ2年が過ぎ、現在各校とも施設の早急な復旧・復興に努めているところである。

【表-3 震災による被害とその対応状況】

校名	被害	対応
① 富岡 養護学校	・原発事故により居住制限区域にあるため、校舎が長期にわたり使用不可	・聾学校平分校校庭に仮設校舎を建設し、県内各特別支援学校に設置してあった分教室を一つに集約し、授業を行う。
	・学校敷地内に大きな地割れや陥没がある。校舎には亀裂と天井落下	
② 須賀川 養護学校	・小学部校舎、体育館、コンピュータ室、職員室などが使用禁止	・学校敷地内の校庭に仮設校舎を建設するとともに、使用可能な平屋の教室を使用し授業を行う。
		・被災校舎の補修を平成24年度に実施。(災害復旧事業)
③ あぶくま 養護学校 安積分校	・校舎全体の立ち入り禁止、校舎裏土留めの崩落の危険	・聾学校本校の特別教室など校舎の一部を間借りして授業を行う。
		・被災校舎の補修を平成24年度に実施。(災害復旧事業) ただし、平成28年度以降については、使用出来ない状況となった。
④ 相馬 養護学校	・学校敷地内に大きな地割れがあり、作業用特別教室は使用禁止	・学校敷地内に作業用特別教室の仮設校舎を建設し授業を行う。

3 児童生徒等の通学の状況

今年度、県内で通学バスを利用している知的障がい特別支援学校は9校である。そのうち7校の利用者数は427名で、通学時間が60分を超える利用者は59名(約14%)である(あぶくま養護学校安積分校と富岡養護学校の2校は、被災して本来の学校から離れているため除外)。

また、20kmを超える利用者は138名（約32％）になっている。特に県中地区のあぶくま養護学校は、利用者114名中41名（約36％）が20kmを超えている（【表－4】）。

【表－4 県立知的障がい特別支援学校7校のスクールバス利用状況\*5】

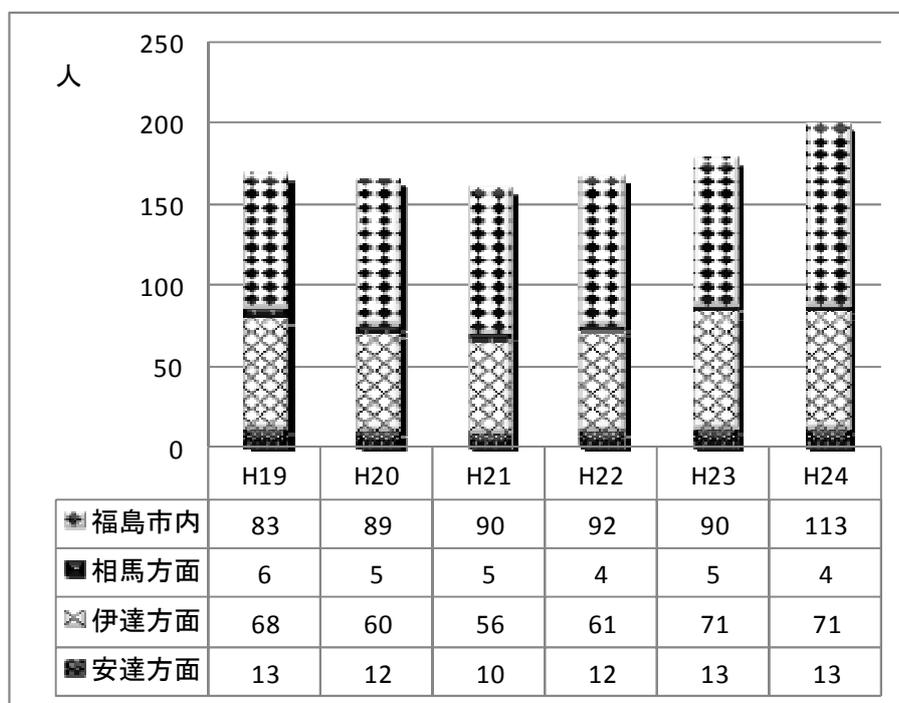
乗車時間	学校までの乗車時間				計
	30分以内	45分以内	60分以内	60分以上	
人数	169	122	77	59	427

乗車距離	学校までの乗車距離				計
	10km以内	15km以内	20km以内	20km以上	
人数	109	82	98	138	427

通学範囲が広い大笹生養護学校、あぶくま養護学校、いわき養護学校の3校の児童生徒の通学時間や通学距離、居住地区は次のようになっている。

(1) 大笹生養護学校

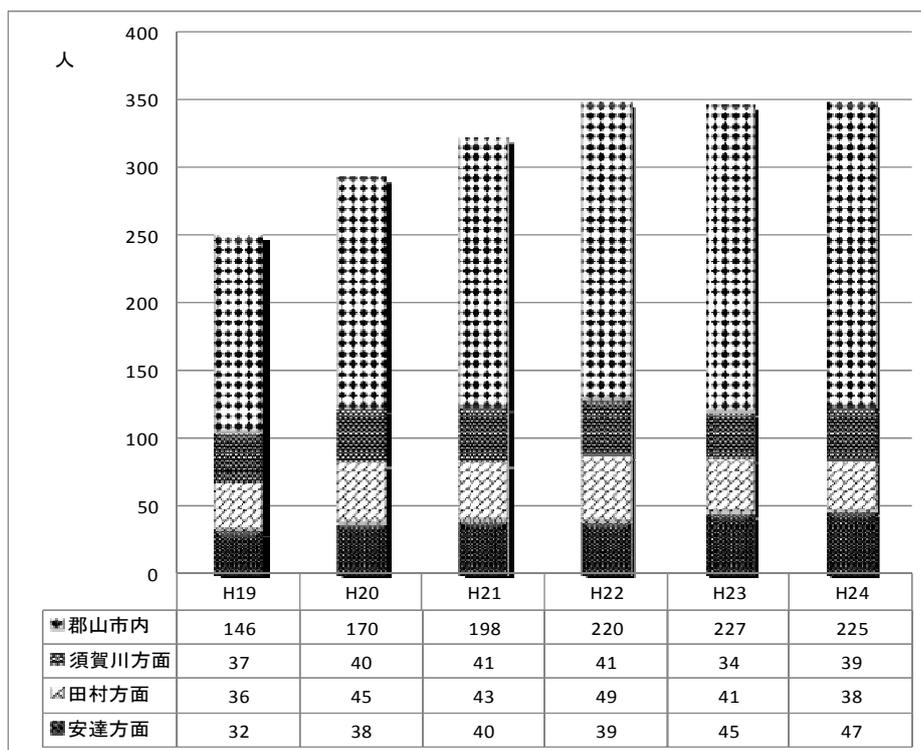
大笹生養護学校は、福島市内または伊達地区に居住する児童生徒が多い。しかし、福島市の東側に位置する伊達地区から大笹生養護学校へ通学する場合、福島駅を経由して通学するコースになる（【図－9、12、13】）。



【図－9 大笹生養護学校児童生徒の居住地区\*5】

(2) あぶくま養護学校

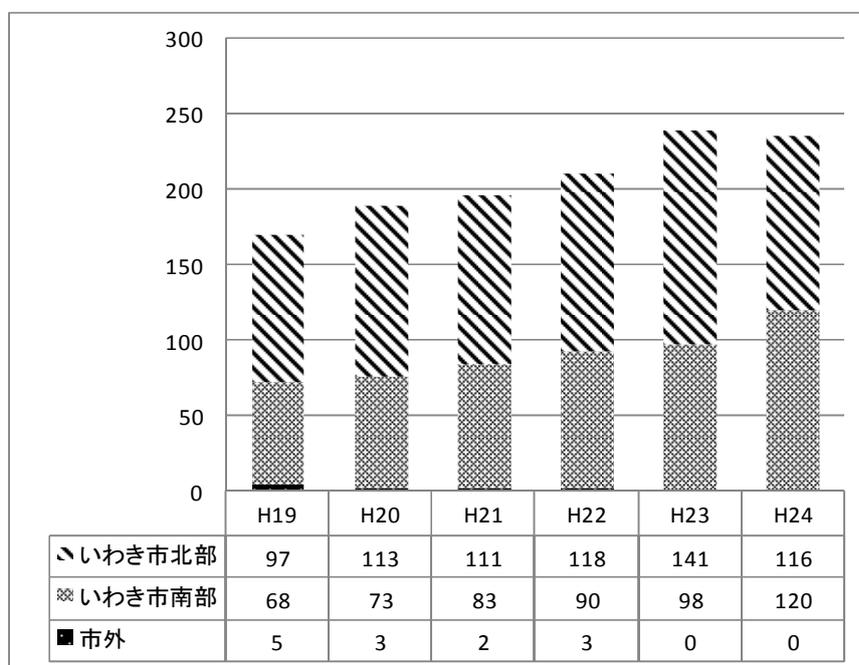
あぶくま養護学校では、片道20km以上、所要時間60分以上をかけて通学してきている児童生徒が全体の4分の1以上である。居住地区を見ると、郡山市以外の須賀川、田村、安達方面から通学してくる児童生徒が毎年ほぼ同数ずつ在籍している（【図-10、12、13】）。



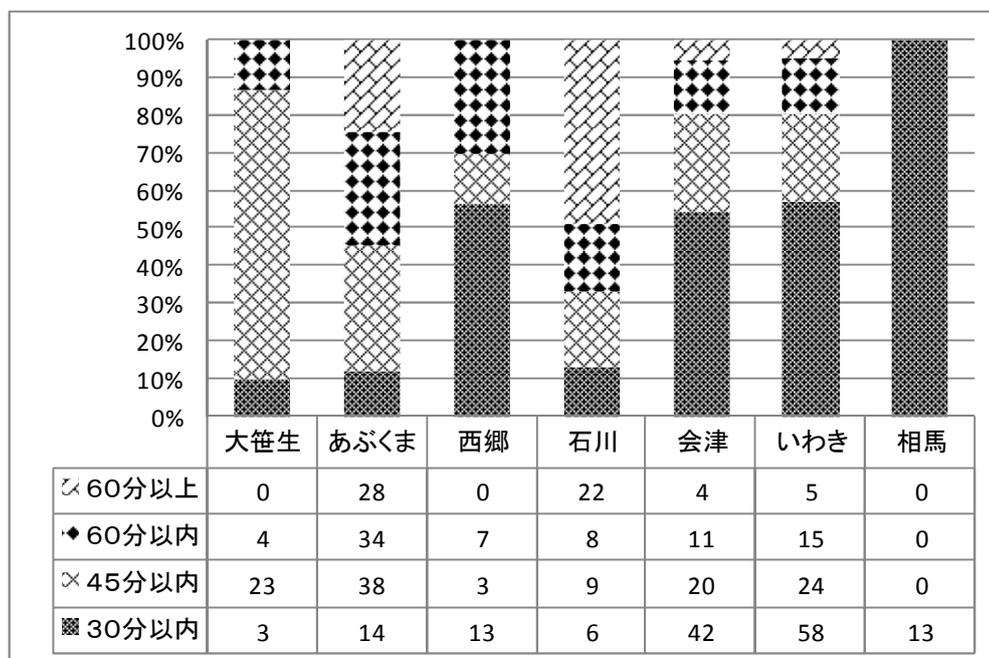
【図-10 あぶくま養護学校児童生徒の居住地区\*5】

(3) いわき養護学校

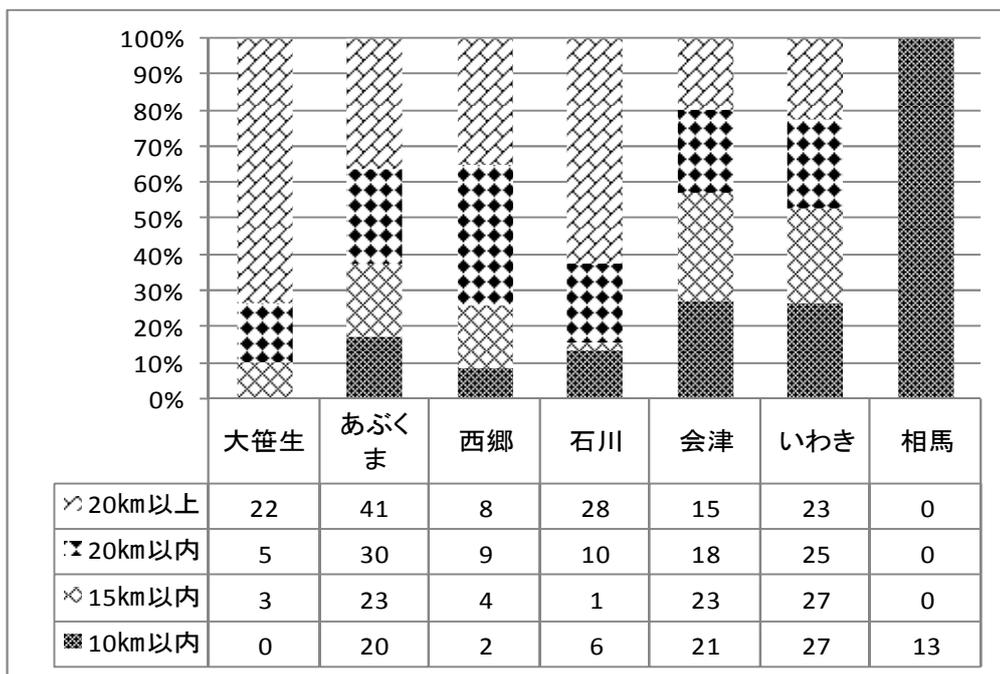
いわき養護学校では、いわき市南部に居住する児童生徒が、近年増加している（【図-11、12、13】）。



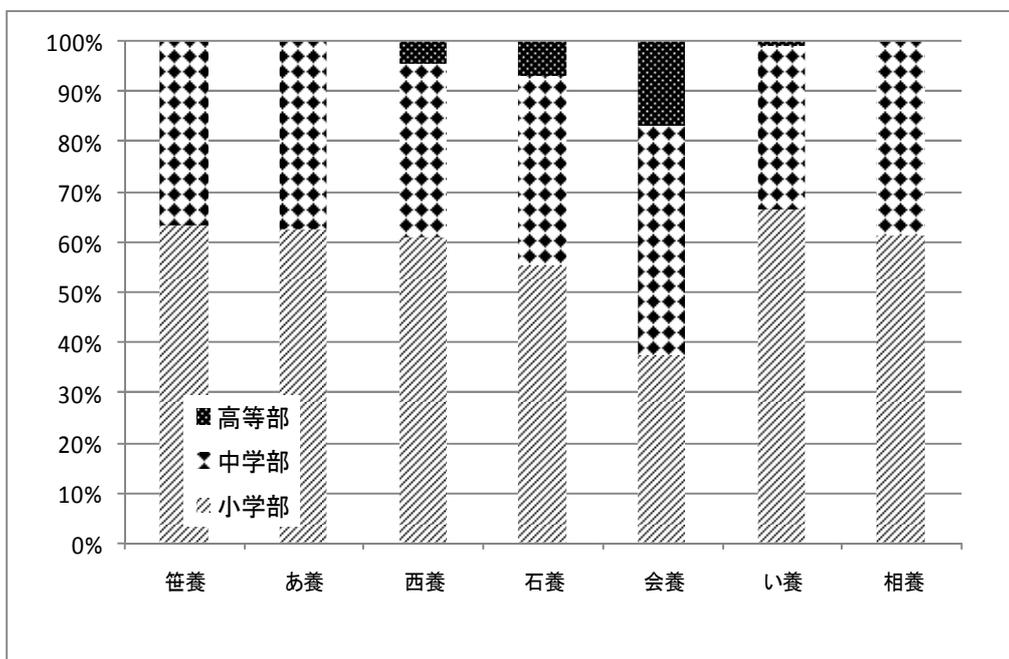
【図-11 いわき養護学校児童生徒の居住地区\*5】



【図-12 学校までのスクールバス利用時間\*5】



【図-13 学校までのスクールバス乗車距離\*5】



【図-14 学部別スクールバス利用者数の割合\*5】

各校の児童生徒数の増加及び居住地区の状況によりバスコースの変更やバスの大型化、増便等の対応を行っている。

スクールバスを運行している学校の利用者は、基本的に小・中学部の児童生徒である。高等部の生徒は卒業後の社会参加に向け、学部が進行するに従い徐々に自力通学へ移行させている。学校までの道のりが遠く、一般交通機関を乗り継ぐ必要がある場合や混雑している場所で自分の利用するバス等の確認が難しい場合等を考慮し、スクールバスの乗車人員に余裕がある場合は、通学に困難がある高等部生徒の利用を一部認めている学校もある（【図-14】）。

#### 4 児童生徒等の障がいの状況

本県の各特別支援学校では、全国の動向と同様に「主たる障がい」以外の障がいを併せ有する重複障がいの児童生徒等が増加している（【表-5】）。中でも知的障がい特別支援学校では40%以上、肢体不自由特別支援学校では77%を超える児童生徒等が重複障がいである。

また、本県の知的障がい特別支援学校においては、自閉症及び自閉的傾向のある児童生徒数が全体の37.5%在籍している。自閉症児の中でも特に情緒が不安定な児童生徒については、パニックを誘発しないよう、周辺の様々な音等の刺激に影響を受けない教室の確保に努めているところである。

このように重複障がいの児童生徒が増加しているが、本県の特別支援学校が障がい種ごとに設置されていることから、今後、複数の障がい種への対応の検討が必要になってくる。

【表－５ 特別支援学校別重複障がい児童生徒等の割合\*5】

学部 課程 学校名	幼	小			中			高			専	計		
	通常	通常	重複	計	通常	重複	計	通常	重複	計	通常	通常	重複	計
盲			6	6	3	4	7	17	4	21	14	34	14	48
視覚障がい計			6	6	3	4	7	17	4	21	14	34	14	48
聾	5	17	4	21	12	5	17	20	9	29		54	18	72
福島分校	4	9	4	13								13	4	17
会津分校	1	3	0	3								4	0	4
平分校	6	9	0	9								15	0	15
聴覚障がい計	16	38	8	46	12	5	17	20	9	29		86	22	108
大笹生		36	27	63	22	15	37	85	21	106		143	63	206
あぶくま		37	61	98	34	25	59	128	64	192		199	150	349
安積分校		3	16	19	2	6	8					5	22	27
西郷		13	19	32	13	13	26	65	13	78		91	45	136
石川		5	32	37	16	9	25	51	20	71		72	61	133
会津		27	38	65	32	16	48	83	17	100		142	71	213
猪苗代		8	8	16	10	5	15	9	2	11		27	15	42
いわき		23	61	84	18	25	43	84	25	109		125	111	236
富岡		4	5	9	2	5	7	10	6	16		16	16	32
相馬		18	7	25	14	1	15	38	3	41		70	11	81
知的障がい計		174	274	448	163	120	283	553	171	724		890	565	1455
郡山		10	71	81	13	39	52	9	33	42		32	143	175
平		7	36	43	7	12	19	12	21	33		26	69	95
肢体不自由計		17	107	124	20	51	71	21	54	75		58	212	270
須賀川		2	9	11	6	9	15	19	27	46		27	45	72
医大分校		13		13	6		6					19	0	19
郡山分校		4		4	10		10					14	0	14
会養 竹田		6		6	7		7					13	0	13
病 弱 計		25	9	34	29	9	38	19	27	46		73	45	118
総 計	16	254	404	658	227	189	416	630	265	895	14	1141	858	1999
市立福島		35	5	40	24	13	37	68	9	77		127	27	154
福大附属特支		15		15	15		15	23		23		53	0	53

### Ⅲ 今後の県立特別支援学校の在り方

本県の特別支援学校の状況と、各障がい別・地区別の現状や課題などを踏まえ、震災からの早急な復旧・復興を目指すとともに、児童生徒数の増加や遠距離、長時間通学、複数の障がい種への対応等の様々な課題を解決し、「地域で共に学び、共に生きる教育」を実現していくため、全県的な視野に立ち以下の基本方針の下、推進していくこととする。

なお、今後の進め方については、施策を「早期」と「中・長期」に整理した上で、緊急度を総合的に判断し、優先順位を設定しながら対応について検討していく。

#### 基本方針

- 1 障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り
- 2 複数の障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校作り

#### 1 障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境作り

特別支援学校では障がいの特性からくる学び難さを考慮し、一学級の児童生徒数を障がいの状況等により3～8名とし、少人数での学習ができるよう教育環境を整えている。また、指導者を複数配置してティームティーチングによる指導を行い、児童生徒等一人一人に対応したよりきめ細かな指導ができるよう配慮している。

とりわけ、知的障がい特別支援学校においては、増加する自閉症児への対応として、音の刺激を制限するための教室の確保が欠かせないなど、「教育環境の整備」が重要である。

同様に、障がいのある児童生徒等が毎日の学習に集中して取り組むには、一日の生活リズムを整える必要があるが、遠距離、長時間通学をする場合は、早朝からの通学準備や長時間のバス乗車等、児童生徒等や保護者の負担は大きく、「通学環境の改善」についても大切な視点である。

そこで、児童生徒等の増加への対応や通学時の負担軽減のため、廃校舎や空き教室を積極的に活用したり、校舎の改修等について検討したりしながら、障がいのある児童生徒等が地域で共に学ぶことのできる教育環境作りを推進する。

特に、次の2地区については、喫緊の対応が必要であることから、早期に今後の在り方を検討していくこととする。

## (1) いわき地区

### ① 現状のまとめ

いわき養護学校は、児童生徒数が増加したことにより校舎増築を行ってきたが、高等部生徒の更なる増加が進行している。

特に、いわき市南部から通学してくる高等部の生徒数が増加しており、遠距離、長時間通学になっている現状がある。

### ② 今後の在り方

いわき養護学校の生徒増加を解消するとともに、通学の負担を軽減する必要があることから、いわき市南部において、既存の小・中学校や高等学校等の空き教室を利用した、分校等を含め新たな学校の設置について検討する。

### ③ 想定

生徒数	…	60人程度
学級数	…	12学級程度（通常・重複障がい学級併せて）
教室数	…	12普通教室、3特別教室等（職員室、保健室等）
設置場所	…	いわき市南部

## (2) 県中地区

### ① 現状のまとめ

あぶくま養護学校や石川養護学校は、高等部の生徒数の増加傾向が続いている。

また、震災により損壊した安積分校は、校舎を復旧する見込みである。しかし、平成28年度以降使用できなくなる状況である。

### ② 今後の在り方

県中地区の特別支援学校が生徒増加の状況にあることと安積分校の対応のため、廃校舎や既存の小・中学校、高等学校の空き教室を利用した、分校等を含め新たな学校の設置について検討する。

### ③ 想定

生徒数	…	50名程度
学級数	…	14学級程度（通常・重複障がい学級併せて）
教室数	…	14普通教室及びその他必要な特別教室4教室程度
設置場所	…	県中地区の空き教室、廃校舎の使用を検討し、適切な場所を選定する。

いわき、県中地区以外の特別支援学校の教育環境や生活環境については、児童生徒数の増加の状況、遠距離通学等の通学状況、障がい特性への配慮等において対応することが求められることから、今後の児童生徒等の推移や地元市町村の意向などを丁寧に把握しながら、緊急性なども考慮し、「中・長期的」な観点から必要な施策に取り組むこととする。

## 2 複数の障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校作り

現在、本県の県立特別支援学校は、障がい種別ごとに設置されている。このため、単一の障がいである場合は、その障がい種を専門とする特別支援学校で学ぶことで、より専門性の高い指導を受けることが可能であるが、重複障がいのある児童生徒等については、「主たる障がい」に対応する特別支援学校の「重複障がい学級」に在籍して学んでいる。一方、地域に専門の特別支援学校が設置されていない場合は、寄宿舎等を利用して通学することになる。

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進していくためには、これまで各特別支援学校において蓄積されてきた、重複障がい児の指導内容や方法を参考にするとともに、該当する障がい種を専門とする特別支援学校との連携強化をさらに図りながら対応することが求められる。

そこで、医療機関や福祉施設に隣接しているなどの各学校の設置形態や、在籍している児童生徒等の障がいの状況を勘案するとともに、地域の現状も考慮しながら、複数の障がい種に対応した、より専門性の高い学校作りに努めていく。

特に、次の4校については、主たる障がい以外に対応できる新たな「部門」の開設について早期に検討し、実施可能な学校から、順次対応していくこととする。

### (1) 大笹生養護学校（知的障がい特別支援学校）

#### ① 現状のまとめ

小・中学部在籍児童生徒の40%以上は重複障がいを有しており、また車いすを使用する肢体不自由の児童生徒も28名在籍し、複数の障がいに対応するニーズが高まっている。

#### ② 今後の在り方

県北地区は、肢体不自由部門の特別支援学校が設置されていないことから、大笹生養護学校に肢体不自由部門の設置を検討する。

### (2) 郡山養護学校（肢体不自由特別支援学校）

#### ① 現状のまとめ

視覚障がいを併せ有する児童生徒が数多く在籍しており、複数の障がいに対応する学校へのニーズが高まっている。

#### ② 今後の在り方

県中・県南地区においては、視覚障がい部門の特別支援学校が設置されていないことから、郡山養護学校に視覚障がい部門の設置を検討する。

### (3) 会津養護学校（知的障がい特別支援学校）

#### ① 現状のまとめ

肢体不自由を併せ有する児童生徒が全児童生徒等の16%在籍しており、車いすを使用している児童生徒は27名在籍していることから、複数の障がいに対応する学校への期待が高まっている。

② 今後の在り方

会津・南会津地区においては、肢体不自由部門の特別支援学校が設置されていないことから、会津養護学校に肢体不自由部門の設置を検討する。

(4) 平養護学校（肢体不自由特別支援学校）

① 現状のまとめ

いわき地区では、平養護学校に視覚障がいのある児童生徒が在籍しており、複数の障がいへの対応が必要となっている。

② 今後の在り方

平養護学校に視覚に障がいを有する児童生徒が在籍し、また近隣の小・中学校にもそのような児童生徒等が多いことから、視覚障がい部門の設置を検討する。

その他の学校についても、地域におけるニーズの把握に努めるとともに、重複障がい児への対応状況や今後の児童生徒数の推移を見ながら検討していくこととする。

## IV おわりに

特別支援学校の生徒増加は全国的な傾向である。東日本大震災等を経験した本県では、県内の小・中学校、高等学校の在籍児童生徒数が激減する中、特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加し続け、今後も増加する見込みである。障がいのある子どもたちは、住み慣れた土地を離れ、見ず知らずの土地ですぐに生活に適応することは困難であり、このことから児童生徒等が、「自ら見通しを持って行動できるよう、日課や学習環境などを整え、規則的でまとまりのある学校生活」となるよう教育環境を整備することが必要である。

福島県は、昨年11月下旬、福島第一原子力発電所事故後の新たな県づくりの方針となる基本目標を「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」とした「県総合計画 ふくしま新生プラン」（2013～2020年度）を発表した。仮設住宅や県外で避難生活する人を2020年度までにゼロにする指標などを盛り込み、県外への定住者や災害公営住宅の入居者を除き、県内外で仮住まいする避難状態の解消に向けた強い意志を示しているものである。

特別支援学校の子どもたちが将来に向け、「夢・希望・笑顔に満ちた」地域社会の中で生き生きと生活していくためには、『地域で共に学び、共に生きる教育』を県民や学校等に着実に浸透させながら、一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育を受けさせることができるよう、本計画を積極的に推進していきたい。